

第 1 号議案

平成 2 9 年度事業報告（案）

自 平成 2 9 年 4 月 1 日から
至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

公益社団法人山口県バス協会

（概況）

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いているが、労働市場での需給はひっ迫しており、とりわけバス事業においては慢性的な運転者不足の状況にある。

このような中、乗合バス事業については、輸送人員、運送収入ともに減少が続いており、平成 28 年度の乗合バスの収支状況（県内 5 者の合計）は、輸送人員は対前年 2 % 減、運送収入は 1.1 % 減となっている。

貸切バス事業は、平成 26 年に新たな運賃料金制度が導入され、経常収支率の改善が見られるが、平成 28 年度の貸切バスの輸送実績（県内 5 者の合計）は、輸送人員は対前年 3.4 % 減、運行回数は 13.4 % 減、営業収入は 7.5 % 減となっている。

こうした状況の下、山口県バス協会は平成 29 年度事業計画に基づき、バス輸送改善の推進やバス輸送の安全確保等の事業に取り組んだ。

主な報告事項は次のとおりである。

1. バス輸送改善の推進

運輸事業振興助成交付金及び会費収入を財源として、次の事業を行った。

（1）助成事業の実施

県内すべてのバス事業者（会員外を含む）を対象に、バス利用者施設等の整備、バス輸送サービスの改善並びに安全運行対策及び環境対策に要する経費への助成等を行った。

① バス利用者施設等の整備助成の実施

バス利用者の利便性の確保及び向上を図るため、次の事業に要する経費を助成した。

- バス停上屋の新設、立替、補修、撤去
- バス停標識の新設、交換、補修、撤去
- バス停設備等の整備

② バス輸送サービスの改善助成の実施

バスを快適に利用していただくため、次の事業に要する経費への助成等を行った。

- バスステップの購入

- 車内環境の改善（W i - F i の導入、エチケット袋等）
- バス時刻表・運賃表の作成
- 運賃表示機等の導入

③ 安全運行対策及び環境対策助成の実施

バス輸送の安全確保等を図るため、次の事業に要する経費への助成等を行った。

- ドライブレコーダーの導入
- デジタルタコグラフの導入
- 運転者等の資質向上（適性診断、運行管理者講習、安全マネジメントセミナー）
- デジタル無線機の導入
- アルコール検知器の導入
- 睡眠時無呼吸症候群（S A S）の簡易検査
- 整備管理者研修テキスト作成等

（2）普及啓発事業の実施

バス利用の普及啓発を図るため、情報提供事業及びキャンペーン事業等を行った。

① 情報提供事業の実施

会員事業者及びバス利用者等に係る新着情報を提供するため、ホームページの更新、メールマガジンの配信等を行った。

② キャンペーン事業の実施

バス利用者の安全意識の普及啓発を図るため、6月の車内事故防止キャンペーンの展開と、あわせてシートベルト着用を啓発した。

③ バス利用の普及啓発事業の実施

バスイベントへの参画及び支援等を通じたバスの利用促進を図るため、次の事業等に要する経費への助成等を行った。

- バスの乗り方教室
- みんなが利用したくなる生活交通推進会議
- 第10回やまぐちバス博の開催計画及び支援
- 路線バスで行く観光マップの作成
- ノーマイカー運動
- 配布用のノベルティ購入

（3）相互扶助等事業の実施

会員事業者の資質向上を図るとともに、適正で安全・安心なバス輸送を実現するため、次の事業を行った。

① 各種委員会の開催

乗合バス事業、貸切バス事業及び交付金事業の適正化等並びに事故防止への取り組みについて協議をするため、次の委員会を開催した。

- 乗合バス委員会 1回開催

- 貸切バス委員会 1回開催
- 交付金運用委員会 1回開催
- 事故防止対策委員会 3回開催
- ② バス事業の適正運営と安全確保を図るための事業
バス事業の適正な運営と安全確保を図るため、次の事業に要する経費への助成等を行った。
 - ア 助成事業
 - 運転記録証明の交付
 - 大型二種免許の取得費
 - 安全運転研修の受講
 - イ 貸切バス事業の適正化コンサルティング
希望する会員貸切バス事業者に対する巡回指導
 - ウ その他の事業
 - 教育用教材（DVD等）の購入
 - バスの安全等確保対策（冊子等の配布）
- ③ 乗合・貸切バスの振興及び貸切バス安全性評価認定取得の推進
 - ア 貸切バス事業者安全性評価認定取得の推進
貸切バス事業者安全性評価認定取得費の一部を助成し取得を推進した。
 - イ セフティバス制度のPR
山口運輸支局と合同でマスメディア（NHK、山口新聞）に制度のPRを行った。

2. 乗合バス路線の維持、再編と輸送サービスの改善向上

(1) 乗合バス路線の維持、再編等の円滑な推進

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が平成26年11月に施行され、各地域において公共交通網再編の取り組みが始まった。改正法では、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して、面的な公共交通ネットワークを再構築することとしており、地方公共団体がバス事業者と協議し、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす地域公共交通網形成計画を策定、この実施のため地方公共団体がバス事業者等の同意の下、地域公共交通再編実施計画を策定することとなっている。

◎地域公共交通網形成計画の策定状況等

- 平成30年3月
岩国市、防府市、山口市、下関市
- 平成32年3月頃を予定
萩市

◎地域公共交通再編実施計画の策定状況等

- 平成30年6月頃を予定
美祢市

- 平成 30 年 12 月頃を予定
周南市

(2) 輸送サービスの改善向上

バス輸送サービスの改善及び向上を図るため、次の事業に取り組んだ。

① IT 技術を活用したサービスの改善

- バスロケーションシステムの導入

バスロケーションシステムは、平成 29 年度 2 事業者が新たに導入し、県内では 3 事業者が導入済みとなった。

- IC カードシステムの導入

IC カードシステムは、東隣の広島県では交通系 IC カードの PASPY が、西隣の福岡県では交通系 IC カードに電子マネー機能を付加した nimoca が導入され、県内に営業所を展開する広島県の事業者及び広島県に乗入を行う県内事業者の一部系統には既に PASPY が導入されており、今後、利用エリアの拡大や導入台数の増加が計画されている。また、県内の他のバス事業者においては、全国相互利用型 IC カード（10 カード）の導入を検討しており、これら導入を推進するため、山口県等に対し国並みの補助金の交付について要請活動等を行った。

② その他のサービス改善

- ノンステップバスの推進

平成 18 年 12 月に施行されたバリアフリー新法に基づき、移動円滑化基準に適合したバス車両への代替えを促進し、平成 29 年度県内では 15 台の基準適合車両が導入された。

(3) バス運賃に関する取組み

乗合各者の運賃制度及び割引制度等の状況を集約し、関係者等への情報提供に努めた。

3. 貸切バスの健全な経営基盤の確立と軽井沢事故を受けた安全対策の充実強化

(1) 新たな運賃・料金制度の定着に向けた取組

平成 26 年 4 月に制定された新運賃・料金制度については、各社の努力により旅行業者、地方自治体及び学校関係者等利用者に新制度の浸透が進んでいるが、引き続き制度の定着に努めた。

① 新運賃・料金制度の遵守と利用者に対する情報の提供

- ア 新運賃・料金制度の遵守

会員事業者の運賃収受は概ね適切に行われているが、インバウンド輸送に関して一部下限割れの事例がみられ、通報窓口への通報事案も発生している。

イ 利用者に対する情報の提供

会員事業者、バス協会のホームページ等を活用し制度の周知に努めた。

(2) 軽井沢事故を受けた安全対策への取組み

平成 28 年 1 月の軽井沢スキーバス事故を受けた「事故対策」については、貸切バス委員会等を通じ周知徹底に努めるとともに、これを受けて今年度から開始された「事業許可の更新制度」や「貸切バス適正化センターによる巡回指導」に係る問い合わせ等への対応を行った。平成 29 年度、貸切バス適正化センターは県内 15 者に対し巡回指導を実施している。

(3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度及び貸切バス事業の適正化コンサルティングの推進

① 貸切バス事業者安全性評価認定制度の推進

安心して利用できる貸切バスを目指し、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の取得の拡大を支援するための助成を行った。平成 29 年度はセフティブス認定を新たに 7 者が取得し、県内の認定事業者数は 25 者、車両数は 287 両となった。

② 貸切バス事業の適正化コンサルティングの実施

高速・貸切バスの安全安心回復プランに基づき、事業者団体が行うこととされている適正化コンサルティングについて、平成 29 年度は希望する 1 社（1 営業所）に対し巡回指導を行った。

4. 訪日外国人旅行者への対応

(1) 拡大する需要への対応

関釜フェリー、山口宇部空港の韓国定期便・台湾チャーター便及びクルーズ客船の寄港等により、県内を訪れる外国人旅行者は年々増加している。中でも平成 29 年県内に寄港したクルーズ客船は 73 回、うち 57 回が下関港に寄港し、旅客輸送のバスが不足する状況となっている。このため、県西部地区を中心に寄港日の大型バスの空き状況を毎週調査し、下関市港湾局に情報提供を行った。

県内の全乗合バス事業者が参加する、インバウンド旅行者向けのバス乗車券「やまぐちバスパス」を継続し、平成 29 年度は 280 枚の販売実績があった。

(2) 観光部門との連携強化

クルーズやまぐち協議会、下関港クルーズ客船受入協議会に参加し、県内貸切バスの利用と法令に基づく（区域外輸送等の排除）貸切バス輸送を推進した。

5. 交通事故の防止と安全対策の推進

事業用自動車の事故防止については、平成 21 年に策定された「事業用自動車

総合安全プラン2009」に基づき、事故防止に取り組んでいるが、軽井沢スキーバス事故等の発生、自動車の先進安全技術の急速な発展など、当該プランの見直し時から大きな状況の変化があったことから、国土交通省では平成29年6月新たに「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した。これを受けて日本バス協会において策定された「バス事業の総合安全プラン2020」に基づき、次の事項に取り組んだ。

(1) 交通事故の防止

① 交差点事故の防止

交差点右左折時の事故を防止するため、横断歩道の手前で一旦停止又は、最徐行を行うことを確認するとともに、後続車両にこのことを知らせるためのステッカー1,000枚を作成し乗合バス事業者に配布した。

② 車内事故の防止

バス事故の約3割を占める車内事故を防止するため、日本バス協会主唱の車内事故防止キャンペーンを実施し、利用者に対する「ゆとり乗降」の啓発、運転者に対する「ゆとり運転」の周知を行った。あわせて、シートベルトの着用について啓発した。

全国交通安全運動及び年末年始の輸送の安全総点検の期間中、乗合バス各者において添乗調査を行い、運転者の運転操作等の適否の確認と指導を行った。

(2) 健康起因事故の防止

運転者の健康に起因する事故が増加していることから、国土交通省作成の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群（SAS）簡易検査受診料への助成を行った。

(3) 飲酒運転の根絶

日本バス協会の作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」の周知を図るとともに、全国交通安全運動期間中に「飲酒運転防止週間」を設定して、飲酒運転の根絶に取り組んだ。

(4) 車両火災事故の防止

車両火災事故を防止するため、国土交通省指示による「バス車両火災事故防止のための緊急点検」、「バス車両火災事故防止のための点検整備のポイント」による点検整備の実施について周知した。

6. 環境対策の推進

環境対策を推進するため、点検整備推進運動（9月～10月）、バスの環境対策強化期間（10月～11月）、ディーゼルキャンペーン（10月）、エコドライブ強化月間（11月）などに取り組んだ。また、自治体の推進するノーマイカー運動に協力するとともに、乗合バス事業者の理解と協力を得てバス半額券を作成・

配布した。

7. バス運転者不足問題への取組み

(1) バス運転者不足への対応

30年3月山口運輸支局の主催する「雇用関係情報説明会」を共催し、採用担当者への情報提供を行った。また、大型二種免許を取得した者を従業員として雇用した場合の免許取得費への助成を行った。

8. その他

(1) 広報活動の推進

① ホームページの活用

ホームページにより、会員事業者及び一般利用者に対し協会の活動状況やバス事業に係る情報提供を行った。

② メール受信環境の整備

国土交通省からの通知はメールで行われることから、協会の発出するメールマガジンとあわせて、メール受信環境の整備を推進した。

(2) バス事業関係表彰の実施

① 優良バス運転者の協会長表彰

7事業所 18名を表彰した

② 優良整備士の協会長表彰

4事業所 4名を表彰した

(3) 会員バス事業者の状況（平成29年12月末日現在）

会員数	49者	車両数	1, 182台
乗合バス事業者	7者		724台
貸切バス事業者	49者		425台
特定バス事業者	7者		33台

附属明細書（事業報告関係）

平成29年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。